

【表紙】

【提出書類】	親会社等状況報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第3項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和4年12月16日
【事業年度】	第11期(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)
【会社名】	株式会社秀一
【英訳名】	-
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉田 秀明
【本店の所在の場所】	大阪府堺市堺区緑ヶ丘中町四丁4番18号
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1
【電話番号】	072-238-0605
【事務連絡者氏名】	株式会社幸和製作所 統括部長 山川 晋
【提出子会社名】	株式会社幸和製作所
【提出子会社代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉田 秀明
【提出子会社本店の所在の場所】	大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社幸和製作所 (大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【親会社等状況報告書の訂正報告書の提出理由】

令和4年12月6日に提出いたしました株式会社秀一の第11期(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)親会社等状況報告書の訂正報告書の記載事項に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

1 親会社等状況報告書の訂正報告書の提出理由

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

1【親会社等状況報告書の訂正報告書の提出理由】

(訂正前)

令和4年11月30日に提出いたしました株式会社秀一の第11期(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)親会社等状況報告書を誤って株式会社幸和製作所が提出したため、これを取下げるものであります。

(訂正後)

令和4年11月30日に提出いたしました株式会社秀一の第11期(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)親会社等状況報告書につきまして、親会社である株式会社秀一の株式会社幸和製作所株式の持分比率が50%未満となり、親会社等状況報告書の提出義務が無くなったため、これを取下げるものであります。